

令和元年度（2019年度）第7回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2019年12月6日（金）午後2時開会

場 所：かでの2・7 7階 710会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第7回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、12名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹花よりご挨拶を申し上げます。

○竹花環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹花でございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の11月の審議会におきましては、檜山エリア洋上風力発電事業及び石狩湾沖洋上風力発電事業の計画段階環境配慮書の答申案などについてご審議をいただいたところでありますが、審議会の後、答申をいただき、それぞれ11月15日付で事業者に対して知事意見を述べたところです。

一般海域における道内最初の洋上風力案件ということで、委員の皆様には、活発にご審議をいただき、改めまして感謝をいたします。

本日予定の議事につきましては、ご案内のとおり、えりも岬風力発電所環境影響評価方法書の1件となっております。

早いもので12月になりまして、本年最後の審議会となりました。委員の皆様には、引き続き慎重な審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（武田主幹） 進行は、私、武田が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1と資料1-2です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、1件です。

議事は、1回目の審議となる（仮称）えりも岬風力発電所環境影響評価方法書について

です。事務局からの事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合があります。その際は、傍聴者及び報道機関の方にはご退席いただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は山下会長をお願いいたします。

3. 議 事

○山下会長 よろしく申し上げます。

まず、議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、笠井委員と隅田委員を指名します。

よろしく申し上げます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、1回目の審議となる（仮称）えりも岬風力発電所環境影響評価方法書についてです。

なお、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見、ご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際に申し出てください。

事務局から、事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の説明をお願いします。

○事務局（佐藤専門主任） 本案件につきましては、本年の3月から4月にかけて配慮書のご審議をいただきまして、4月25日に知事意見を述べたところですが、事業者から10月中旬に本方法書の提出、その後、1カ月間の縦覧があり、一般意見の募集が12月2日に終了したところでございます。

本日は、まず、図書により配慮書からの事業計画の変更点や影響が予測される環境要素に関する事業区域の地域特性の概要、環境影響評価項目及び手法などについてご説明したいと思います。

まず、お手元の図書をごらんください。

図書の3ページになります。

こちらには発電所の出力等の記載がございますが、出力は最大15万キロワット、発電機は最大50基となっており、配慮書からの変更はございません。

次に、1ページめくっていただきまして、4ページ以降に対象事業実施区域が示されています。この中で、国の通知に従い、方法書では、風力発電機の配置案が示されています。

対象事業実施区域ですが、大きくは北側、南側に分離した区域の設定となっております。

5 ページ以降は衛星写真となっておりますが、こちらの写真で確認する限り、風力発電機の多くは牧草地等への設置となっておりますが、一部、樹林地に配置される計画となっております。

また、11 ページ以降には区域の概況として現地の写真がありますので、適宜、ご確認をお願いいたします。

大きく飛びまして、438 ページをごらんください。

ここでは、配慮書段階と方法書段階の区域の比較が示されております。一部、方法書において追加された部分もございますが、区域の東側を外したことにより区域の絞り込みが行われ、面積が2,400ヘクタールから2,140ヘクタールへと減っております。

対象事業実施区域の設定の経緯については、1 ページ前の437 ページに記載がございます。

概要をご説明いたしますと、配慮書からの区域の変更理由として、大型部品の搬入ルートは、既存道路を活用し、道路の新設を想定し、広目に設定していた西側の一部と東側の百人浜付近を除外、中央の一部拡幅する可能性のある林道を追加、配慮書のとくと同様に風力発電機から最低500メートルの離隔距離を確保し、さらにタンチョウの探餌エリアと想定される百人浜やその周辺の採草地を除外したということを挙げております。

441 ページをごらんください。

441 ページ以降は、法令等の制約を受ける場所の記載がございます。

まず、441 ページでは保安林、443 ページでは区域内の住居等、444 ページでは、配慮書と同様、特定植物群落のえりも岬海岸草原が区域内に含まれる状況となっております。

29 ページをごらんください。

ここでは、他社の事業計画との位置関係を示しております。

黒色の枠で囲まれた部分が本事業の対象事業実施区域になります。オレンジ色で示された部分の現在手続が先行している事業である方法書段階の（仮称）えりも風力発電事業、青色のハッチで示された配慮書段階の（仮称）えりも風力発電事業と区域が大きく重なっている状況がわかります。

続きまして、本事業区域の主な地域特性についてご説明します。

図書の76 ページをごらんください。

環境省が公開している風力発電立地検討のためのセンシティブティマップの注意喚起レベルA3及びBのメッシュが区域に含まれています。

104 ページをごらんください。

ここでは、重要な自然環境のまとまりの場として、日高山脈襟裳国定公園、IBA及びKBAが存在しておりますが、区域には含まれておりません。しかし、先ほどもご説明いたしました方法書の段階においても、保安林、自然度10及び9に該当する特定植物群落が区域内に含まれております。

110 ページをごらんください。

事業区域の内部及び周辺には、ごらんのような主要な眺望点が分布しております。この図の中では、百人浜がポイントで示されておりますが、実際は南北に延びる浜でありまして、位置によっては風車が大きく見える可能性が考えられます。

114ページをごらんください。

人と自然との触れ合いの活動の場についての図になりますが、配慮書から区域の絞り込みを行った結果、百人浜の周辺にあります百人浜海道コースのフットパスが区域から外れております。

127ページをごらんください。

こちらでは、水道水の取得地点とその集水域が示されておりますが、ごらんとおり、事業区域内には水道水の集水域は含まれておりません。

136ページをごらんください。

こちらでは、配慮が特に必要な施設及び住宅の配置の概況が示されておりますが、事業区域と住居や配慮施設との位置関係を見ますと、風車と最も近い住居との距離は約500メートル、最も近い配慮施設との距離は、東側の海岸のほうにある東洋小学校で、約700メートルとなっております。

続きまして、環境影響評価の項目及び手法について、かいつまんでご説明いたします。

278ページをごらんください。

この表のグレー表示の項目は、国の省令における参考項目ですが、その多くに丸がついていますので、これらについては環境影響評価を行うとしていますが、一部に丸がついていないものがあります。この丸がついていない項目を非選定とした理由が282ページに記載されております。

非選定としたもののうち、多くの項目については、陸上風力の他の多くの案件でも非選定とされているものであり、記載の理由にも合理性があるものと考えます。しかし、1番目の振動については非選定としていますが、ここでは振動レベルを仮定して、約500メートル離れた地点の振動レベルを算出した結果、20デシベル未満だったことを根拠に影響は極めて小さいとしております。

この根拠資料につきましては、図書の巻末2として記載がございます。必要に応じて、ご確認のほどをお願いいたします。

283ページ以降は、調査、予測及び評価の具体的な手法となっており、多くの項目については、他の風力案件と共通の一般的な手法が示されておりますが、1次質問及び事業者回答、それ以降の事業者への質問を通じまして、調査地点の設定や調査努力量の妥当性について確認していくこととなります。

以上が本方法書の概要説明となります。

続きまして、資料1-1をごらんください。

続きまして、1次質問及び事業者回答についてご説明いたします。

まず、1ページをごらんください。

質問番号 1 - 2 です。

本事業の配慮書や他事業の図書と同様、図書の公表について事業者の考えを質問しています。これに対して、事業者財産であること、今回のように複合して計画している地域の調査データは関係する他事業者にも利用されることが考えられるため、公表はできないとのことです。

この回答は、3事業が重複する計画であり、今後の事業による調査圧の影響とも関連してきますので、2次質問以降においても確認を続けていきたいと考えております。

2ページをごらんください。

質問番号 2 - 13 です。

今後の調査、予測及び評価を適切に実施するためには、より具体的な事業計画の策定が必要であり、先行する事業と対象事業実施区域が重複していることを踏まえ、どのように事業計画を策定していくのか、見解を聞いています。これに対して、他事業との協議が必要であるとは考えるが、今後、時期を見て判断し、協議するとのことです。

5ページをごらんください。

質問番号 5 - 4 です。

ここからは、実際の方法書のメインになります調査方法等に関する質問及び事業者回答になります。

工事資材の搬出に係る窒素酸化物、粉じんの調査について、一般事業者がここでは一般環境と呼んでいる沿道から離れた1点の測定値をバックグラウンド値として用い、沿道において測定を行わないとする理由を確認しております。これに対して、道路環境影響評価の技術手法に基づき調査、予測を行う、その中で、窒素酸化物、粉じんとともに、沿道のデータではなく、一般の環境のデータを必要としているとのことです。

しかし、技術手法にそのような記載は実際になく、沿道のバックグラウンド値を用いることとなっていることや、他事業の方法書、準備書においても、このような考えは今まで確認したことがないので、2次質問以降でも事業者の意図するところを確認したいと思えます。

8ページをごらんください。

質問番号 5 - 24 です。

動物ほかの現地調査に関する質問です。

3事業の計画が進行していることから、3事業がそれぞれ調査を行うことによる動物の生息への影響を最小限にするため、事業者間で調査データを融通し合うなど、調査の重複を防ぐ必要があるのではないかと、見解を聞いています。これに対して、調査の期間、配置計画、事業計画なども足並みがそろっていない状況、調査についても独自の調査を進める予定であるため、調査結果を融通することは難しいとのことです。

次に、質問番号 5 - 28 です。

②として、渡り鳥の定点調査は、春、秋の各月1日を3回という記載となっております

が、月内の連続した3日間か、分散した3日間か、ここからは読み取りにくかったので、確認しました。これに対して、月内の連続3日間を予定しているとのこと。

その場合、渡り鳥の種類によって観察に適した時期が大きく異なることが考えられるため、月に数度の調査期間を設けるべきではないかと聞きました。これに対して、渡り鳥の種類による変動が想定されるため、専門家からの助言を踏まえ、2年間の渡り鳥調査を実施し、1年目は予備調査の位置づけで調査を行い、1年目の出現状況により2年目の調査頻度の変更なども検討するとのこと。

9ページをごらんください。

質問番号5-35から質問番号38です。

ここでは、生態系の上位性種、典型性種の選定に関して質問しております。

これら四つの質問において、上位性種、典型性種の選定に当たり、まず、候補種の抽出方法の記載がなく、上位性種にクマタカ、典型性種にキタキツネを選定した理由なども記載がわかりにくいことから、2次質問においても選定の根拠などについて継続して確認を行っていきたいと考えております。

以上が1次質問及び事業者回答の説明となります。

なお、本方法書に係る追加の質問に関しましては、この後、メールにてご依頼させていただきます。年末のお忙しいところを恐縮ではございますが、再来週の12月18日水曜日までに事務局までお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○高橋委員 騒音について、質問に入っていない内容になります。

施設の稼働の評価については297ページ等を書いてあるとおり、基本的には平成29年度に示された指針なりマニュアルなりに沿った評価をやっていきますよということになっています。

しかし、前回の審議会でもお話をさせていただきましたが、指針等が出るに当たっての知見として、風車騒音というのは、自動車などのほかの騒音と比べ、騒音のレベルが低くても非常に苦情になりやすい、要は煩わしさが非常に高いという知見が得られていまして、それによって睡眠等にも影響する可能性がありますと書かれているわけです。

では、その煩わしさというのは、一般的に、風車騒音には純音性成分と振幅変調音という音がまじっていることによって起こりやすいという知見が得られています。

この方法書を見ただけでは純音性成分や振幅変調音についての記載が見受けられなかったのですが、今、騒音については非常に重要なところなので、この辺についてどのように考えておられるのか、確認をしたいと思います。

○事務局（佐藤専門主任） この後に2次質問がございますので、そちらで確認させてい

ただきたいと思います。

○山下会長 ほかにございますか。

○隅田委員 森林などに風車を建てる計画になっていますが、そこにアプローチする道路の予定はこの中に書いてありましたか。

○事務局（佐藤専門主任） 図書の24ページと25ページに大型部品の搬入ルートと工事車両の主要な走行ルートが記載されています。

○隅田委員 これは、もう少し拡大した写真はないですか。

○事務局（佐藤専門主任） あとは空中写真で確認していくしかないかなと思います。

○隅田委員 24ページでも25ページでもそうですが、風車が建つはずのところの全てに道路が行っていないので、拡大したもの、あるいは、予定の図を出していただくようお願いできないでしょうか。

○事務局（佐藤専門主任） 新規で設置するルートも含めてということでしょうか。

○隅田委員 はい。

○事務局（佐藤専門主任） わかりました。

では、2次質問において事業者を確認します。

○白木委員 質問番号5-24についてです。

3事業が一緒に進行していて、調査圧等による希少種への影響について懸念しているということに関する回答として、最終的には足並みがそろっていないのでやらない、また、調査で知り得た情報を融通することは難しいという回答です。

ただ、それ以前に、これだけ重複している場所で、しかも、種の保存法の指定種が4種も入っている中で、それぞれがばらばらに調査をすると調査圧の問題が出てくるといいますので、そこは真剣に考えたほうがいいと思います。

では、どうすべきかですが、難しいとは思いますが。種の保存法の指定種ですから、そういうことができるかどうかはわかりませんが、道だけでは扱えないかなと思いますので、環境省にも入っていただくことを考えたほうがいいのかなと思いました。

ただ、ばらばらにやることに関しては非常に懸念がありますので、結果のデータを融通せよということだけではなく、やはり、中に入って調査すること自体を少し重要視したほうがいいと思います。

○事務局（武田主幹） これについては、環境省とも情報を共有して、調査においては環境省の指導を得ながらということも事業者には伝えていきますので、改めて環境省と意見を交わし、事業者への働きかけ等を考えたいと思います。

○山下会長 ほかにございますか。

○露崎委員 確認ですが、植物のほうでも同じ状況が起こり得るので、そちらも含めてお願いします。

というのは、この図書を見てわかりますように、ここは絶滅危惧種というか、重要な種がとても多い場所だからです。しかも、点々と生えていることが結構多いので、なるだけ

見落としなきようにお願いします。そして、本当にちゃんと生えているかを確認できるような調査体系を累積的に組まないと、結局、見落として、いなくなってしまうということになりかねないので、その辺も含めて相談をお願いします。

○事務局（武田主幹） わかりました。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 QアンドAの3ページの質問番号3-15についてです。

歌別川はサケ・マス増殖河川であり、そこでは濁りが心配されるので、関係機関とも協議をしているということが書かれていました。

それにかかわることで、図書を見ると、278ページの環境影響評価の項目の選定のところに、水環境、水質、水の濁りとあって、そこにグレーの印がついています。これは参考項目であると書かれていて、造成等の施工による一時的な影響、それから、建設機械の稼働の二つがあるのですが、片一方にしか丸がついていないのです。これは大丈夫でしょうか。

まず、この二つの違いがよくわかりませんので、建設機械の稼働と施工による一時的な影響の違いを説明していただいて、片一方にしか丸がなくて大丈夫かどうかです。

○事務局（佐藤専門主任） この二つの項目ですが、まず、建設機械の稼働に関しては、例えば、川なり水域を直接しゅんせつしたり、建設機械を稼働することによって濁水が発生するような状況を想定しています。

造成等の施工による一時的な影響としては、例えば、山の斜面を裸地にしたことで、雨が降り、川に濁水が流入した場合ですが、後で緑化をして元に戻すので、工事中の一時的な影響だろうということで、造成等の施工による一時的な影響と表現しています。

○河野委員 ということは、河川の水が濁るほどショベルなどで削ったりすることはないということが確認できたと考えていいのですか。それとも、そういう質問が必要ですか。

○事務局（佐藤専門主任） 282ページの水環境の水の濁りのところで、建設機械の稼働を選定しない理由が記載されてございます。その中では、しゅんせつ工事、河川水域における直接改変を行わない、水底の底質の攪乱などを行わないので、水の濁りの発生が想定されないということで、建設機械の稼働に関しては非選定としています。

○河野委員 わかりました。

○山下会長 ほかにございませんか。

○奈良委員 109ページと250ページに主要な眺望点の表があって、下半分が斜線になっているのは、多分、今回、ここではやめたから要らないよという意味なのだろうと思いますが、254ページの主要な眺望景観では、段丘があったり、かなり広い地域にあります。確かに、部分的に実施区域が少なくなったかもしれませんが、それで主要な眺望点として外してしまっているのかということ、そんな簡単な話ではないような気がするのですが、どうでしょうか。

また、ちょっと気になったのは、251ページの主眺望方向の赤色の丸についてです。

これはこちらを向くから背中はいいかなというふうに見えるのですね。でも、そこにいる人がどちらを向きなさいと言える話ではないので、眺望に関して、もともとチェックした場所についてはきちんとチェックし続けていただきたいなと思いました。

○事務局（佐藤専門主任） 1点目について、例えば、250ページで主要な眺望点を示しておりますが、上は通常によく使われる眺望点で、下の6から11までの斜線が引っ張ってある部分に関しては、評価しないわけではなく、身近な眺望点ということで、それぞれの集落などからの調査、予測、評価を行いますという意味です。

○奈良委員 この斜線部分については、別のページにあるのでしょうか。

○事務局（佐藤専門主任） 景観の調査位置は360ページになります。こちらで挙げている地点に関しては、調査、予測、評価を行うことになっております。

○奈良委員 わかりました。

○事務局（佐藤専門主任） もう1点の眺望方向に関しては、パンフレットに載っている写真のように、よく見られる景観を示しているのですが、実際の調査では、対象事業実施区域の風車が建つほうを見てフォトモンタージュをつくって評価しますので、丸がないからといって、見ないということではないと思います。

○山下会長 一つ確認です。

今回、方法書で追加した区域が出てきていますね。道路の拡幅はわかりますが、西側の突き出た部分は、方法書において追加しても別に問題はないということよろしいのでしょうか。

○事務局（佐藤専門主任） 配慮書の段階で事業実施想定区域を設定し、基本はそれがベースになりますが、手続上は方法書以降で設定する対象事業実施区域から一定の距離、たしか300メートルぐらいだったと思いますが、それ以上離れてエリアを設定する場合は手続のやり直しになります。ただ、配慮書から方法書に移る段階では、手続上、問題はありません。

○山下会長 わかりました。

ほかにございませんか。

○隅田委員 20ページに機械がどんなものかが書いてありますね。特に、林地を切り開いたりする計画が入っているので、まだ場所は特定できていないのかもしれませんが、1基当たりでどれくらいの面積を伐採するのかを聞いていただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） 今の段階では、まだそこまでの設計が上がってきていませんが、大体の相場はわかると思いますので、今出せるものがあるかどうかを事業者を確認し、次回にお示ししたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 ないようですので、ここで非公開審議について確認します。

委員の皆様から、希少種に関し、ご質問やご意見がある場合は挙手をお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○山下会長 特にご要望がないようですので、本議事につきましては非公開審議を行わないことといたします。

これをもって本日の議事は全て終了です。

事務局から事務連絡があるとのことですので、お願いします。

4. 閉 会

○事務局(武田主幹) 皆様、今日は、1事業についてご審議いただき、ありがとうございます。

次回の令和元年度第8回北海道環境影響評価審議会については、令和2年1月24日金曜日13時30分から、北海道第二水産ビルの3階の3S会議室で開催する予定です。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○山下会長 追加質問については12月18日までということですので、ご質問がありましたら事務局までご連絡ください。

それでは、本日の審議会を終了します。

お疲れさまでした。

以 上